

「ネットワーク関連知的財産権侵害紛争における法律適用の問題についての回答」（意見募集稿）
に対する意見

一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産運営委員会

意見項目	修正提案	修正理由
第四条	<p>「上述の声明には、侵害行為の不存在に関する初歩的な証拠及びネットワークユーザーの真実な個人情報が含まれなければならない。」と規定されるうち「侵害行為の不存在に関する初歩的な証拠初歩的な証拠」については、「初歩的な証拠」とはどのようなものか不明確です。権利者は、その証拠に基づき、その後人民法院又は行政機関への手続が必要となることから、初歩的な証拠ではなく「合理的な証拠」であることが必要です。</p> <p>よって、「上述の声明には、侵害行為の不存在に関する初歩的な合理的な証拠及びネットワークユーザーの真実な個人情報が含まれなければならない。」と修正いただくことを要望いたします。</p>	<p>「初歩的な証拠」とはどのような証拠なのか不明確です。権利者はこの証拠に基づいて、この後に訴訟や行政手続を行うのですから、初歩的ではなく「合理的な証拠」であるべきと考えます。</p>

(以上)